10　連結子法人である内国法人を被合併法人とする合併で当該内国法人との間に連結完全支配関係がある連結法人を合併法人とするものが行われた場合（当該合併の日が連結親法人事業年度（法第十五条の二第一項（連結事業年度の意義）に規定する連結親法人事業年度をいう。以下この条において同じ。）開始の日である場合を除く。）又は当該内国法人の残余財産が確定した場合（当該残余財産の確定の日が連結親法人事業年度終了の日である場合を除く。）において、当該合併の日の前日又は当該残余財産の確定の日の属する事業年度（以下この項において「最後事業年度」という。）開始の日からその終了の日までの間に当該内国法人を合併法人とする合併で当該内国法人との間に連結完全支配関係がある連結法人を被合併法人とするものが行われていたとき（当該合併の日が連結親法人事業年度開始の日又は当該連結法人が連結親法人との間に連結完全支配関係を有することとなつた日である場合を除く。）、又は当該最後事業年度開始の日の前日から当該最後事業年度終了の日までの間に当該内国法人との間に連結完全支配関係がある連結法人で当該内国法人が発行済株式若しくは出資の全部若しくは一部を有するものの残余財産が確定していたとき（当該残余財産の確定の日が連結親法人事業年度終了の日である場合を除く。）は、当該被合併法人となる連結法人又は当該残余財産が確定した連結法人の当該合併の日の前日又は当該残余財産の確定の日の属する事業年度において生じた欠損金額（当該残余財産が確定した連結法人に株主等が二以上ある場合には、当該欠損金額を当該連結法人の発行済株式又は出資（当該連結法人が有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額で除し、これに当該内国法人の有する当該連結法人の株式又は出資の数又は金額を乗じて計算した金額）は、当該内国法人の当該最後事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

第百十二条第十三項を削り、同条第十四項中「同項各号に定める」を「同項に規定する」に、「第五十七条第一項及び第二項の規定は」を「第五十七条第二項の規定は、」に改め、同項を同条第十一項とし、同項の次に次の三項を加える。

12　連結法人である内国法人を合併法人とする適格合併で当該内国法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人を被合併法人とするものが行われた場合又は当該内国法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人で当該内国法人が発行済株式若しくは出資の全部若しくは一部を有するものの残余財産が確定した場合には、これらの他の連結法人の法第五十七条第二項に規定する未処理欠損金額については、同条第三項（当該被合併法人である他の連結法人が法第八十一条の九第二項第一号（連結欠損金の繰越し）に規定する特定連結子法人以外の法人であり、かつ、当該適格合併の日が当該他の連結法人が連結親法人との間に連結完全支配関係を有することとなつた日である場合には、法第五十七条第二項）の規定は、適用しない。

13　法第四条の三第六項（連結納税の承認の申請）に規定する連結申請特例年度である連結親法人事業年度の期間内に連結法人である内国法人を合併法人とする適格合併で当該内国法人との間に完全支配関係（法第四条の二（連結納税義務者）に規定する政令で定める関係に限る。以下この項及び次項において同じ。）がある他の内国法人を被合併法人とするものが行われた場合の当該他の内国法人（当該適格合併の日が法第四条の二の承認を受けた日以後である場合には、法第四条の三第九項第一号又は第十一項第一号に掲げる法人に限る。）の法第五十七条第二項に規定する未処理欠損金額又は当該期間内に当該内国法人との間に完全支配関係がある他の内国法人で当該内国法人が発行済株式若しくは出資の全部若しくは一部を有するものの残余財産が確定した場合の当該他の内国法人（当該残余財産の確定の日が法第四条の二の承認を受けた日以後である場合には、法第四条の三第九項第一号又は第十一項第一号に掲げる法人に限る。）の法第五十七条第二項に規定する未処理欠損金額については、同条第三項（これらの他の内国法人が法第六十一条の十一第一項各号（連結納税の開始に伴う資産の時価評価損益）又は第六十一条の十二第一項各号（連結納税への加入に伴う資産の時価評価損益）に掲げるもの以外のものである場合には、法第五十七条第二項）の規定は、適用しない。

14　連結法人である内国法人を合併法人、分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人とする次に掲げる適格組織再編成等（法第五十七条第四項に規定する適格組織再編成等をいう。以下この項において同じ。）が行われた場合には、当該内国法人の同条第四項に規定する欠損金額については、同項の規定は、適用しない。

一　当該内国法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人を被合併法人、分割法人、現物出資法人又は現物分配法人（次号において「被合併法人等」という。）とする適格組織再編成等

二　法第四条の三第六項に規定する連結申請特例年度である連結親法人事業年度の期間内に行われた適格組織再編成等で当該内国法人との間に完全支配関係がある法第四条の二に規定する他の内国法人（当該適格組織再編成等の日が同条の承認の日以後である場合には、法第四条の三第九項第一号又は第十一項第一号に掲げる法人に限る。）を被合併法人等とするもの

第百十二条第十五項から第十九項までを削り、同条第二十項を同条第十五項とする。

第百十三条第一項中「に規定する適格合併等（以下この項及び次項において「適格合併等」という。）に係る同条第二項に規定する合併法人等である内国法人」を「の内国法人」に、「当該適格合併等に」を「同項の適格合併又は残余財産の確定に」に改め、同項第一号中「特定資本関係事業年度」を「支配関係事業年度」に、「特定資本関係前未処理欠損金額」を「支配関係前未処理欠損金額」に、「第六項」を「第五項」に、「第五十七条第五項又は第九項」を「第五十七条第四項又は第八項」に、「とき。　法」を「とき　法」に改め、同項第二号中「特定資本関係事業年度の」を「支配関係事業年度の」に、「特定資本関係前未処理欠損金額の合計額」を「支配関係前未処理欠損金額の合計額」に、「当該特定資本関係前未処理欠損金額の」を「当該支配関係前未処理欠損金額のうち」に、「に係る特定資本関係前未処理欠損金額が」を「を構成するものとされた支配関係前未処理欠損金額が」に改め、同号イ中「制限対象金額に係る特定資本関係前未処理欠損金額」を「支配関係前未処理欠損金額のうち制限対象金額を構成するものとされた部分に相当する金額」に改め、同号ロ中「特定資本関係前未処理欠損金額」を「支配関係前未処理欠損金額」に、「特定資本関係事業年度」を「支配関係事業年度」に、「適格合併等の日の前日」を「適格合併の日の前日又は当該残余財産の確定の日」に、「同条第五項又は第九項」を「同条第四項又は第八項」に改め、同項第三号中「特定資本関係事業年度」を「支配関係事業年度」に、「（前条第八項」を「（前条第五項」に、「とき。　法」を「とき　法」に改め、同号ロ中「各事業年度の」を「事業年度における特定資産譲渡等損失相当額のうち」に、「に係る特定資産譲渡等損失相当額となる」を「を構成するものとされた部分に相当する」に、「前条第八項第一号」を「前条第五項第一号」に改め、同条第二項中「適格合併等」を「同項の適格合併又は残余財産の確定」に改め、同条第四項中「第五十七条第五項に規定する適格合併等」を「第五十七条第四項に規定する適格組織再編成等」に、「又は被現物出資法人」を「、被現物出資法人又は被現物分配法人」に、「適格合併又は残余財産の確定に係る同項に」を「同条第五項に規定する適格合併等」を「同条第四項に規定する適格組織再編成等」に、「第五十七条第五項第一号」を「第五十七条第四項第一号」に、「日の前日」を「当該適格合併の日の前日又は当該残余財産の確定の日」に、「日の属する事業年度の」を「同条第四項に規定する組織再編成事業年度の」に、「前条第八項第一号」を「前条第五項第一号」に、「前条第十項において準用する同条第八項第一号」を「前条第八項において準用する同条第五項第一号」に、「第五十七条第五項第二号」を「第五十七条第四項第二号」に改め、同条に次の四項を加える。

5　法第五十七条第四項に規定する適格組織再編成等が事業を移転しない適格分割若しくは適格現物出資又は適格現物分配である場合において、次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該適格組織再編成等に係る分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人である内国法人の同項各号に掲げる欠損金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定めるところによることができる。この場合においては、前項において準用する第一項の規定は、適用しない。